判決プロジェクト研究会 第4回 議事要旨

- 1. 日 時 平成28年12月9日(金)午後1時30分~4時00分
- 2. 場 所 法務省司法法制部会議室
- 3. 出席者 佐瀬教授,杉山准教授,高田教授,竹下准教授,道垣内教授,中西教授,西谷教授,内野参事官,山中局付

4. 議事概要

法務省から,配付資料に関する説明等がされた。

引き続き、自由討議が行われ、大要、以下のような指摘がされた。

【草案5条1eについて】

- 「in the course of the proceeding」について、草案を前提とすると、裁判手続係 属中であれば、期日外においてされた同意も含まれることになるであろう。
- 判決裁判所の管轄について被告が同意していたことを書面化等していなかった場合に おいて、明示的な同意を定めた草案 5 条 1 e に該当しなかったとしても、草案 5 条 1 f を適用することが可能なのではないか。そうすると、草案 5 条 1 e は、現草案の文 言「expressly consented」で足りるのではないか。

【草案5条1 f について】

- 草案の文言は「the first opportunity to do so」(管轄の抗弁を提出すべき最初の機会に)となっているが、被告の防御権の保障の観点からは、管轄の抗弁を提出すべき基準時は、判決国法によることを明らかにしたほうが良いのではないか。
- 草案 5 条 1 f が管轄の抗弁はできる限り早く提出するべきであるとの趣旨であるとすれば、判決国法に基づくことを明示する文言で良いのかは確認する必要があるのではないか。

【草案5条1 i について】

- 仮に,草案 5 条 1 i から併合提起の要件を削除した場合,草案上,民訴法 3 条 の 9 (特別の事情による訴えの却下)に当たる規定がないため,間接管轄が過度に広がるおそれがあり妥当ではない。
- ブリュッセル I a 規則 8 条 4 項は、契約又はこれに基づく請求権に関する訴えが、同

一被告に対する不動産に関する物権に基づく訴えと併合可能である場合について,不動産所在地国に直接管轄を認める規定である。草案 5 条 1 i は,ブリュッセル I a 規則 8 条 4 項をモデルとしていることからすれば,草案 5 条 1 i に,「併合提起された訴えが同一の被告に対するものであること」との要件を加えるべきではないか。第三者が物上保証人となっている場合に,併合提起による直接管轄を認めるべきでないとしたら,草案 5 条 1 i においても,同一被告に対する訴えの場合に限るべきではないか。

【草案6条b及びcについて】

○ 売買契約に基づく移転登記請求の訴えについて、我が国の民訴法上は、登記すべき地が日本国内にあるときは日本の裁判所に専属すると規律しているが(民訴法3条の5第2項)、そのような訴えについても、草案6条bの「rights in rem in immovable property」(不動産の物的権利)に当たるのかは明らかではない。登記又は登録に関する訴えを、草案の適用範囲から除外することは考えられないか(なお、草案2条jにおいて「the validity of entries in public register」(公簿への登記又は登録の有効性)が適用除外とされている。)。

【草案10条について】

○ 国連国際取引法委員会(UNCITRAL)第2作業部会において、国際商事調停に おける和解合意の執行可能性について議論されており、そこでの議論との整合性等は 問題となるのではないか。

以上